

第 3 3 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「事務の委任（第 4 9 条）」を「雑則（第 4 9 条・第 5 0 条）」に改める。

第 6 条第 2 項第 2 号中「追行」を「遂行」に改める。

第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認

（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

「第 6 章 事務の委任」を「第 6 章 雑則」に改める。

第 49 条を第 50 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付則に次の 3 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭

的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 8 条 前条の規定を適用する時は、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 29 条第 3 項若しくは第 44 条第 3 項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前条の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。